

関係自治体から  
河川整備計画(原案)に対して  
頂いたご意見

平成20年2月6日

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
岐阜県	<p>第1章第1節第3項 利水の沿革 「揖斐川の水利用としては、西濃用水、三重用水、山口用水(慣行水利権)等がある」と記載されているが、(慣行水利権)とあえて記載する必要がないため、削除されたい。</p> <p>長良川における遊水地等の整備にあたっては、河川整備計画策定後も、着実に関係機関と調整・連携を図るだけでなく、住民に十分説明されたい。</p> <p>第2章第1節第2項2(2)水利用の合理化 「…既得用水については…水利権の適正な見直しを行い、水利用の合理化を進める。これにより維持流量の一部を回復する。」の「これにより維持流量の一部を回復する。」を削除されたい。</p> <p>【理由】 第4回ふれあい懇談会をはじめとした、水利用の合理化について議論を考慮すると、あたかも既得用水を減量することが前提と読みとられる「これにより維持流量の一部を回復する。」という記載をするには、その根拠が整理されておらず、誤解を生じると思われる。</p>	<p>流域委員会でも慣行水利権の状況についての質問も多く出されており、山口用水は大規模な慣行用水であるため、慣行用水を代表して「(慣行水利権)」と記載しております。ご理解願います。</p> <p>遊水地整備にあたっては、関係機関と調整・連携を図る他、地域住民の皆さんにも十分に説明を行い、ご理解とご協力を得て実施する必要があると考えております。</p> <p>既得用水については、取水の実態や営農形態の変化等を踏まえ、適正な見直しを行い、水利用の合理化を進めることが、これまでの意見を反映させるにあたって必要な事項と考えております。これにより、結果として維持流量の一部が回復されるものであると考えておりますので、ご理解願います。</p>	<p>第1章第1節第3項 利水の沿革</p> <p>—</p> <p>第3章第1節第2項2(2) 水利用の合理化</p>
岐阜県 岐阜市	<p>木曾川水系連絡導水路による鮎などの生態系や水道水への影響等について、十分検討されるようお願いいたします。</p> <p>また、検討内容等について今後とも情報提供をお願いいたします。</p>	<p>木曾川水系連絡導水路の事業実施にあたっては、学識者の意見を聞いて、環境への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>検討内容等の情報は、今後とも適宜情報提供してまいります。</p>	<p>—</p>
岐阜県 関市	<p>遊水地整備の実施については、市の負担を生じること無く、国の計画として国において進めていただくようお願いいたします。</p>	<p>遊水地等の整備は、国の計画として河川管理者が実施するもので、国の公共費(国費)と地方負担費(県費)による治水事業費で予算措置されるのが一般的であり、これには当該市の負担は発生しません。</p> <p>但し、本治水事業に併せ他の事業目的の参画がある場合は、その管理者等に対し相応の負担が発生することがあります。また、附帯工事、補償等については、現況の機能等を低下させない範囲で実施されます。なお、事業主体は今後検討してまいります。</p>	<p>—</p>
	<p>遊水地の計画候補地に成りうる流域地区は平坦地で貴重な土地であり、整備については市の意見を聞いて進めていただくようお願いいたします。</p>	<p>整備については、岐阜県及び地元関係市をはじめとする関係機関と調整・連携を図ることとしております。</p>	<p>—</p>

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
岐阜県 羽島市	<p>2 川と人とのふれあいの増進 (水辺のふれあい拠点の整備) 先のH19年8月には基本計画の内容を決定し、その方針は発表され、本年度には、桜堤サブセンター5千万円の事業費が認められ川表側より取付け道路、駐車場整備が施工されているところですが、事業の早期の完成に向け整備促進をお願いします。また、来園者の車輛が生活道路への進入を防ぐため、公園への交通アクセス道路を現在通行止めになっている堤防道路の使用をお願いします。</p>	<p>「桜堤サブセンター」の整備については、平成19年12月11日に事業承認されたことから、今後整備を進めてまいります。 また、公園へのアクセス道路については、関係機関との調整を図りつつ進めてまいりたいと考えております。</p>	—
	<p>現在、桑原町前野で「大賀ハス、ハナショウブ花の里づくり」を展開していますが、計画中の公園内の「水辺のふれあい」ゾーンにも移植し、風情ある河川景観の整備をお願いします。</p>	<p>ご意見については、整備を進める中で関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。</p>	—
	<p>1(1)不法投棄の処理 2(1)河川愛護団体等との連携 毎年、木曾三川の沿線自治体・地域住民・河川管理者により「川と海のクリーン大作戦」の名の下、河川の清掃活動を実施しております。 また、多くの市民及び各種団体の協力により粗大ゴミをはじめ多くのゴミの収集処分しております。粗大ゴミを除く可燃ゴミ・資源ゴミについては、当市において処分し、粗大ゴミについては、国土交通省で処分していただいております。  ところが、本年度(平成19年度)より「粗大ゴミの処分は各自治体で処分してほしい」とのことで止む無く市費にて処分しました。当整備計画にも「よりよい河川環境を実現していくため、河川管理者と地域が一体となって河川管理を推進する。」と記載されておりますように、自治体と地域住民だけが河川清掃活動に参画するのではなく、河川管理者にも費用面も含めた応分の負担をお願いしたいと思っております。</p>	<p>「川と海のクリーン大作戦」や日頃の河川清掃活動について、ご協力をいただきありがとうございます。 ご意見にあります「より良い河川環境を実現していくため」については、河川管理者と地域が連携し一体となって行うことが重要だと考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。  また、不法投棄等による一般廃棄物や粗大ゴミの処理については、今後協議の上対処してまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p>	第3章第2節第3項2 (1) 河川愛護団体等との連携

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
岐阜県 恵那市	<p>「河川維持管理の現状と課題」 上流域においては、土砂流出の防備機能等の保全を図るため、上下流が連携した森林の適正な管理の取り組みが求められている。と記述されている。</p> <p>しかし、今後の取り組みについての記述が無いため、今後の整備計画に具体的な取り組み方針の記述をお願いします。 上流域の治水対策は河川整備を行う上で重要で有ると考えます。</p>	<p>ご意見については、現状における課題として認識し河川整備計画(案)に記載しておりますが、上流域の治水対策については、本計画の対象区間を「指定区間外(大臣管理区間)、並びに本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間」としていることから、河川整備計画(案)には具体的な取り組みについて記載しておりません。なお、方針としてP3-1河川の整備に関する事項に、「流域の保水・遊水機能の適切な保全を推奨したり、風土や景観、親水、動植物の生息・生育環境に配慮するなど、総合的な視点で推進する。」と記載しております。</p> <p>ご意見については、関係機関に伝えるとともに、今後とも関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。</p>	第1章第2節 第4項 河川維持管理の現状と課題
岐阜県 各務原市	<p>「平成16年(2004)2月に施行された景観法に基づく、木曾川景観基本計画を策定しており、」を「平成16年(2004)12月に施行された景観法を見据えて木曾川景観協議会を設立し、木曾川景観基本計画を策定しており、」へ変更</p> <p>「平成川島大橋」を「平成川島橋」へ、「新犬山橋」を「犬山橋」へ変更</p> <p>「平成川島大橋」を「平成川島橋」へ変更</p> <p>「新犬山橋」を「犬山橋」へ変更</p> <p>「小網橋」を「神明小網橋」へ変更</p> <p>「川島町小網堤外グランド」を「川島小網堤外グランド」へ変更</p> <p>南派川の河田橋付近に水位計の設置を要望。 (南派川の樋管管理のため)</p>	<p>ご意見については、下記のとおり修正しております。</p> <p>「平成16年(2004)12月に施行された景観法を受け木曾川景観基本計画を策定しており、」 なお、具体的な設置委員会等の組織名を整備計画に記載することは、他にも基本計画策定前の景観に関しての協議会があることから基本計画策定のみ記述とさせていただきます。ご理解願います。</p> <p>ご意見のとおり修正しております。</p> <p>ご意見のとおり修正しております。</p> <p>ご意見のとおり修正しております。</p> <p>ご意見のとおり修正しております。</p> <p>ご意見のとおり修正しております。</p> <p>ご意見については、現在、当該箇所(河田橋)に国土交通省にて自記水位計を設置し観測を行っております。 観測データについては、今後インターネット等において公開していくことを検討しております。</p>	第1章第2節 第3項 河川環境の現状と課題

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
岐阜県 可児市	表-1.1.2内昭和58年9月の被害状況欄可児市も土田地区で越水により床上浸水18戸・床下浸水8戸の被害があったため、表記に追加願いたい。	表-1.1.2主な洪水と被害状況(昭和初期以降)の昭和58年9月の被害状況を下記のとおり修正しております。 「台風10号と秋雨前線の影響により大雨、美濃加茂市、坂祝町及び可児市等で越水」 また、記載してあります被害家屋数(4,588戸)は木曾川全体(美濃加茂市、可児市、坂祝町、犬山市、一宮市、笠松町「水害統計」)での数値です。よって、可児市の被害家屋数も含まれた数値となっております。	第1章第1節 第2項 治水の沿革
	可児市も土田地区で越水により床上浸水18戸・床下浸水8戸の被害があったため、表記に追加願いたい。	P1-14の上から5行目を下記のとおり修正しております。 「岐阜県美濃加茂市、坂祝町及び可児市等で越水氾濫し、4,588戸が浸水するなど……」 また、記載してあります被害家屋数(4,588戸)は木曾川全体(美濃加茂市、可児市、坂祝町、犬山市、一宮市、笠松町「水害統計」)での数値です。よって、可児市の被害家屋数も含まれた数値となっております。	第1章第2節 第1項 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する現状と課題
岐阜県 海津市	内水対策について 市内の一部地域において、最近、水田や畑が宅地化されたことや集中豪雨により、一部浸水被害が生じるようになってきている。平成19年9月9日の集中豪雨では、床下浸水の被害を被っている。このような局地的な豪雨による浸水被害に対しても連携・調整し、必要に応じて内水処理計画の見直しも含めて検討して頂きたい。	内水対策については、背後地の状況変化等により新たな内水対策の必要な地区の河川については、内水の発生要因等について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施することとしております。	第3章第1節第1項 3 内水対策
	揖斐川町脛永は海津市ではない 管理者の欄の海津市の下に線が必要	ご意見のとおり修正しております。	第3章第1節第1項2 (1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化
岐阜県 揖斐川町	木曾川水系導水路において、根尾川への導水を望む声もあり、中部地整として検討すると聞いているが、地元では本川の水量が減少するのではないかと懸念する声もあり、関係者との調整等、今後適切な対応をお願いしたい。	ご意見については、今後関係機関との調整など適切な対応を図ってまいります。	—

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
岐阜県 北方町	<p>北方町は岐阜市西側に位置し、一級河川長良川まで約2km、伊自良川においては、1kmの距離にあり、町内に直接の大臣管理区間はありますが、この河川の洪水氾濫想定区域内にあります。</p> <p>近年の異常気象により、各地で水害、土砂災害、高潮等の風水害が発生し地方では、懸命な対応が続けられております。本町においても内水氾濫における浸水被害が懸念され、地域住民は被災の不安を拭いきれません。</p> <p>今回の河川整備計画について、今日の経済情勢が大変厳しい状況にあつて財政事情においても一段と厳しい折ではありますが、水害に強く潤いのある地域づくりの推進と災害から生命と財産を守ることに、公共の安全が保持されると思います。この整備計画の早期着手と計画実現が成されますよう。</p>	<p>ご意見を踏まえ、河川整備計画の早期策定に努めるとともに、引き続き河川整備の着実な推進に努めてまいります。</p>	—
岐阜県 坂祝町	<p>坂祝町は昭和58年の9・28災害による激特事業及び緊急事業により築堤整備を行って頂いております。現在は一色地区でひ管2箇所を整備を行っていただいておりますが、町内の整備計画では勝山地区の整備を残すのみとなっておりますので、河川整備計画の中に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>勝山地区の堤防整備については、河川整備計画(案)に追記しております。実施にあたっては、支川迫間川の河川管理者(岐阜県)や国道、町道の道路管理者等、関係機関と調整、連携を図ってまいります。</p>	<p>第3章第1節第1項2 (1) 洪水の通常の作用に対する安全性の強化</p>
岐阜県 御嵩町	<p>木曾川水系、関係自治体の連携強化</p>	<p>木曾川水系における河川の整備にあたっては、流域の関係市町村との連携が重要であると考えております。今後も自助・共助・公助の精神のもと関係市町村や地域住民等との連携・強化を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p>	—
	<p>丸山ダム再開発によって生じる不特定水の有効利用の方向性(水利権等の配慮)</p>	<p>(1)河川環境の改善において、不特定水については既得取水の安定化を図るとともに、渇水時等において河川の維持流量を回復するために貯水するものであり、新規の水利権として特定の利用に対して確保された容量ではないことをご理解願います。</p>	—

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
愛知県	<p>「さらに、安全でおいしい水を求める声も強くなっている。」のセンテンスを削除</p> <p><b>【理由】</b> 河川環境の現状と課題が当該セクションで記載されている中で、突然「おいしい水」に係る記述がされているが、河川環境と飲料水水質は関連しないことから削除したほうがよいと考える。 また、おいしい水の定義自体が不明確であり、河川整備計画においておいしい水に係る記述があることに違和感がある。</p>	<p>「日本の水資源」においても「安全でおいしい水を確保するためには、水源となる河川・湖沼等の水質を改善していくことが重要であり、今後とも水源水質の保全を中心とした取組を進める必要があります。」とあり、水源となる河川等の水質を改善していくことも必要な施策の一つであり、おいしい水を求める意見もあるため、削除しません。ご理解願います。なお、記載位置については適切な位置(P1-25)に修正しました。 「・・・環境基準を満足しているが、安全でおいしい水を求める声も強くなっている。」</p>	第1章第2節 第3項 河川環境の現状と課題
	<p>木曾三川下流域において、高水護岸による堤防防護及び低水護岸による堤防防護が計画されているが、この地域には干本松原等の豊かな自然と歴史の営みに育まれた景観、景勝地が存在する。特に愛知県側の愛西市立田町内木曾川右岸には、明治20年(1877)着工、同44年(1911)に完成したケレップ水制群が今なお残っている。これはヨハネス・デ・レーケらによる木曾三川下流改修に伴い施工されたもので、この地域の治水の歴史を後世に伝えるものとして、現状のまま維持されることを望む。</p>	<p>ご意見については、河川整備計画(案)に「木曾三川を代表する特徴的な歴史的、自然的、文化的な河川景観である、・・(中略)・・、御園堤の桜並木や背割堤のケレップ水制群、干本松原、中流域の広大な砂礫河原、河口域の干潟やヨシ原等の保全に努める。」と記載しております。 今後とも、木曾三川の景観保全に努めてまいりますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。</p>	第3章第1節第3項2 (2) 景観の保全
	<p>『「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会※1」』の後に「等」を加え、『「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会※1」等』とする。</p> <p><b>【理由】</b> 濃尾平野の海拔ゼロメートル地帯の対応については、当該協議会のみで対応するものではないため。また、中部地方整備局が先に作成している「庄内川水系河川整備計画(案)P.58」と同じ表現にするため。</p>	<p>ご意見については、下記のとおり修正しております。 「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会※1」等において・・・</p>	第3章第1節第1項4 (2) 被害を最小化するための取り組み 第3章第2節第1項9 (3) 海拔ゼロメートル地帯及びその周辺における高潮・洪水対策

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
愛知県	<p>『危機管理行動計画を関係機関が共同して策定・実行していくための協議会』の「実行」を削り、『危機管理行動計画を関係機関が共同して策定していくための協議会』とする。</p> <p><b>【理由】</b> 「実行」の意味が不明確で分かりづらいため。また、中部地方整備局が先に作成している「庄内川水系河川整備計画(案)P.58」と同じ表現にするため。</p>	<p>ご意見については、下記のとおり修正しております。</p> <p>「平成17年(2005)8月のハリケーン・カトリーナによる米国での大規模な高潮被害を受け、濃尾平野の海拔ゼロメートル地帯において、計画規模や現況施設の整備水準を超える規模の洪水・高潮が発生し、大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画を関係機関※2が共同して策定するための協議会。」</p>	<p>第3章第1節第1項 4(2) 被害を最小化するための取り組み</p>
	<p>※2で「…最大導水量により断面形状が異なる区間もある。」と記述があるが、その理由をご教示願いたい。</p> <p><b>【理由】</b> 最大導水量は不変であるのでこれにより、断面形状が変わることはないと思われる。</p>	<p>ご指摘のとおり、最大導水量により断面形状が異なる区間はありませので「や最大導水量」を削除します。</p>	<p>第3章第1節第2項2(1) ② 木曾川水系連絡導水路の建設</p>
	<p>「(2)水利用の合理化について」を全文削除されたい。 また、削除ができない場合は、以下のとおり修正されたい。</p> <p>…既得用水については、水道用水、農業用水等の取水の実態、農業用水の多面的機能、地理的・構造的条件等に配慮しつつ…</p> <p><b>【理由】</b> 流水の正常な機能の維持と既得用水の水利権の見直しは、別次元で論じられるべき事項であり、既得用水の合理化で正常流量を回復させるかのような誤解が乗じる危険性があるため。 但し、他の事情により全文削除が困難な場合は、各用水の要因を区分し、地理的・構造的条件も考慮した記述とすべき。 なお、濃尾平野の既得農業用水は第8回流域委員会で説明されたように需給が逼迫しており、河川整備計画の対象期間内に合理化が可能であるとは到底考えられない。</p>	<p>「(2)水利用の合理化について」は、流域委員会やふれあい懇談会において意見が出されており、削除することはできませんが、木曾川流域における農業を取り巻く厳しい情勢及び農業の多面的機能等の重要性については河川管理者としても十分理解しておりますので、「地理的・構造的条件」を追記しております。</p>	<p>第3章第1節第2項2 (2) 水利用の合理化</p>



## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
愛知県	ダム等の総合運用と水系全体の総合運用について、その違いが明確となるようにそれぞれの運用方法をご教示願いたい。	本質的な違いはありませんが、ここではダム等の総合運用は、現在、木曾川において渇水時に行われているような同一河川内の水資源開発施設による一般的な総合運用を想定するものであり、一方、水系全体の総合運用は、例えば、揖斐川と木曾川等、同一水系内他河川に存在する水資源開発施設の流水ネットワークを形成した上での総合運用を想定しております。	第3章第1節第2項 3 渇水及び異常渇水対策
	「…、状況に応じてそれら河川へも緊急水を補給し、河川環境の改善を図る。」の記述を、以下のとおり修正されたい。 「…、状況に応じて可能な範囲でそれら河川への水の補給に努める。」  【理由】 法定計画において、運用上の記述とは言え導水路施設計画の目的と誤解される記述は避けるべきであるため。	ご意見については、下記のとおり修正しております。 「…、状況に応じてそれら河川へも緊急水を補給し、河川環境の改善に努める。」	第3章第1節第2項 3 渇水及び異常渇水対策
	中流域には、貴重な魚類等の生息がみられ、環境の保全が強く望まれる。	河川環境の整備と保全については、良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした環境の再生に努めるため、多自然川づくり、自然再生事業等を一体的に実施することとしており、自然再生事業については、環境の悪化状況や生物の生息・生育・繁殖状況等の重要度により、優先度を設定し、保全・再生に努めることとしております。	第3章第1節第3項 河川環境の整備と保全に関する事項
	(4)伊勢湾再生への連携の4行目「伊勢湾再生行動計画」の策定年月日は平成19年(2007)3月23日です。	ご意見については、下記のとおり修正しております。 (4)伊勢湾再生への連携 伊勢湾は水質総量規制指定(COD、窒素含有量、りん含有量)の閉鎖性海域であり、伊勢湾流域の関係省庁の出先機関及び県・市等関係地方公共団体は、「伊勢湾再生推進会議」〔平成18年(2006)2月2日設立〕を設けて、協働・連携して伊勢湾の環境改善に向けて取り組みを始め、平成19年(2007)3月23日に、「伊勢湾再生行動計画」を策定した。	第3章第1節第3項4 (4)伊勢湾再生への連携
	東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会の注釈「※ スーパー伊勢湾台風(以降省略)」を3-21頁の同協議会の注釈と同じ表現にする。ただし、②により「実行」を削除した注釈と同じ表現にする。  【理由】 一つの計画(木曾川水系河川整備計画)中にある同じ協議会(東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会)の注釈について、頁によって記述を変更する必要もないため。	ご意見については、下記のとおり修正しております。 「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」の注釈が重複して記載されているため、「第3章第2節第1項4(2) 被害を最小限にするための取り組み(P3-21)」に移行し、本項目からは削除します。	第3章第2節第1項9 (3) 海拔ゼロメートル地帯及びその周辺における高潮・洪水対策

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
愛知県	<p>「なお、」書きに記載されている「新規利水の」を削除して下さい。</p> <p>【理由】 導水先の河川環境との関係に配慮することを新規利水に限定する必要がないため。</p>	<p>渇水対策容量の水は河川環境の改善を目的としたものであり、おのずから導水先の河川環境に配慮して運用するものです。したがって、ここでは新規利水に限定した表現にする必要がありますので、削除は行いません。ご理解願います。</p>	<p>第3章第2節第2項1 (1) 適正な流水管理や水利用</p>
犬山市	<p>木曾川上流域の美しい自然景観と城下町の歴史的資産の連携を図るため、木曾三川公園を上流の栗栖園地まで拡大し、上流における新たな拠点整備について検討をお願いしたい。また、これらを上下流間で広域的にサイクリングロードや遊歩道で結ぶことにより、広域的なネットワーク化を図っていただきたい。</p>	<p>国営公園事業は河川事業ではないため、河川整備計画(案)に記載することはできませんが、今後、公園管理者と連携して、拠点としての位置付けの適否や可能性について検討してまいります。</p> <p>また、木曾川における拠点の広域的ネットワーク化については、現在、具体的な計画がないことから、河川整備計画(案)では構想として記載しております。</p> <p>なお、拠点の広域的ネットワーク化構想の策定にあたっては、自治体をはじめ関係機関等と連携し、地域及び河川の特性を活かした検討が必要であることから、今後、地域のニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携しながら検討してまいります。</p>	<p>第3章第1節第3項2 (1) 水辺のふれあい拠点の整備</p>
一宮市	<p>水辺とのふれあいの場が多く創出される中、特に渇水期に水の流れがないという状況が生まれてきている。</p> <p>環境面でこういった環境を維持するための最低限の水量という考え方を盛りこむことはできないか？</p> <p>また、利水面において、環境用水水利権のようなものも必要に応じて検討していくような文言が入れられないか？</p>	<p>ご意見については、都市河川対策として「広域的な観点から、都市河川等において水質、親水空間、景観、修景等の生活環境や自然環境の維持・改善に努め、健全な水循環の構築を推進する。」と記載しており、この中で対応可能と考えていますので、具体的な記載は行いません。ご理解願います。</p>	<p>第3章第1節第2項 4 発電減水区間及び都市河川対策</p>
	<p>リサイクル法施行と相前後して不法投棄が増加している。モラルの欠如が顕在化する一方、「わがふるさと、わが川」に愛着を持ち、大切な財産として子供たちに引き継ぐべく堤防周辺を定期的に清掃活動している団体も存在する。</p> <p>幹線流路延長合計500km(護岸延長1000km)を越す木曾三川を公共側のみでの維持管理では不可能。</p> <p>上述のようなボランティア団体等に拠る所が大きい。</p> <p>したがって、アダプト(里親)制度などを適用し、過去の実績などを基に認定登録した団体にゴミ袋の支給などの支援をすることで、民間活力の導入へ繋げていってはどうか。</p>	<p>木曾三川の沿川に暮らす地域の方々には木曾三川に誇りや親しみを持っていただき、より良い河川環境を実現していくため、河川愛護団体等とのパートナーシップを確立するとともに、河川愛護団体や地域の方々等との協働による「川と海のクリーン大作戦」などの河川清掃活動や、河川利用者に対する河川愛護啓発活動など地域の方々等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となったより良い河川管理の推進を図ってまいります。</p>	<p>第3章第2節第3項 2 地域と連携した取り組み</p>

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
一宮市	この原案の治水対策では、木曾川から洪水が溢れ出すのを防ぐ計画となっていることについては理解できますが、川に雨水をゆっくりと集める視点から、中小洪水において洪水緩和機能を発揮する森林の整備等についても所管省庁との連携を図るとの記載を盛り込めないでしょうか。	P3-1 河川の整備の実施に関する事項を下記のとおり修正しております。 「河川の整備にあたっては、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、本支川及び上下流バランスを考慮するとともに、流域の保水・遊水機能の適切な保全を推奨したり、風土や景観、親水、動植物の生息・生育環境に配慮するなど、総合的な視点で推進する。」	第3章 河川の整備の実施に関する事項
三重県	“現況流下能力”とは、「堤防を完成させ、支障となる橋梁を改築した場合」とあるが、 ①この場合、本来の意味での“現況”とは言えないのではないかと？ ②堤防を完成させ、支障となる橋梁を改築されるのは、いつ頃の予定なのか？ ③本来の“現況”での流下能力は示さないのか？	①③河川整備計画(案)では、堤防を完成させ支障となる橋梁等を改築した場合の流下能力を現況流下能力と定義しています。 ②河川整備計画(案)に記載されている箇所については、30年間で整備することを目標としています。	第2章 第2節 整備計画対象期間
	三重県景観計画や景観行政団体になる桑名市に関する具体的な記述についてお願いしたい。	ご意見については、下記のとおり修正しております。 「岐阜市においても岐阜市景観基本計画が策定された。また、三重県においても、三重県景観計画が策定されるなど、こうした地域の計画と連携し一体となった、景観づくりの取り組みを促進する必要がある。」  なお、現時点で景観行政団体となっていない桑名市における記述は致しません。ご理解願います。	第1章第2節 第3項 河川環境の現状と課題
	各河川の河川水の適切な利用及び流水正常な機能の維持に関する目標においては1/10と記載されているが、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標としては「●年●月洪水と同規模の・・・」と記載されている。治水に関する目標についても同様に概ね1/●相当となるのか記載するまたは資料を関係団体に提示いただきたい。	第7回流域委員会において回答しております。速記録でご確認ください。	—
	環境管理計画のゾーン分けについて、ゾーン分けの内部分の位置付けはどのような位置付けとなるのでしょうか。また、原案の文中にゾーン分けに関して明記されるようお願いしたい。	木曾川水系河川環境管理基本計画で策定されたゾーニングを基本に自然環境の保全と河川空間の適正な保全・利用を図るということです。ゾーン分けは河川環境管理基本計画に記載しております。ご理解願います。	—

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
三重県	<p>以下のように修正願いたい。            (4)伊勢湾再生への連携            伊勢湾は水質総量規制指定(COD、窒素含有量、りん含有量)の、外海との水交換が悪く、汚濁が蓄積されやすい閉鎖性海域である。近年、環境基準の達成率は、低い横ばい状態で推移しているため、その改善に向け広域的な取り組みが求められており、伊勢湾流域の関係省庁の出先機関及び県・市等関係地方公共団体東海三県一市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合は、「伊勢湾再生推進会議」〔平成18年(2006)2月2日設立〕を設け、協働・連携して伊勢湾の環境改善に向けて取り組みを始めている。平成18年(2006)3月23日には、人と森・川・海が一体となつての連携によって取り組む「伊勢湾再生推進行動計画」を策定した。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正しております。なお、状況説明等は「現状と課題」に記述してありますのでこのままの記載とします。            (4)伊勢湾再生への連携            伊勢湾は水質総量規制指定(COD、窒素含有量、りん含有量)の閉鎖性海域であり、伊勢湾流域の関係省庁の出先機関及び県・市等関係地方公共団体は、「伊勢湾再生推進会議」〔平成18年(2006)2月2日設立〕を設けて、協働・連携して伊勢湾の環境改善に向けて取り組みを始め、平成19年(2007)3月23日に、「伊勢湾再生行動計画」を策定した。</p>	<p>第3章第1節第3項4            (4)伊勢湾再生への連携</p>
	<p>表3.2.2について、木曾川下流河川事務所の必要性の高い3施設について追加記載していることですが、素案より掲載している木曾川上流河川事務所の施設との数に差が見られます。このことについて同じ基準で判断し、掲載していただきたい。</p>	<p>対象区間内で同様な基準で判断しております。表3.2.2には、老朽化(不等沈下等含む。)が進んでいるものや、近年の補修実績(グラウト工など)のない、3施設を掲載しております。            なお、木曾川下流が管理している樋門・樋管は22施設あり、このうち揖斐川の5樋管は、緊特事業などにより全面改築等を実施(実施中を含む。)しております。</p>	<p>第3章第2節第1項2            (2)老朽化に伴う施設更新</p>
	<p>「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」のメンバーに朝日町は入っていません。削除してください。</p>	<p>朝日町については、スーパー伊勢湾台風(中心気圧910haで木曾三川に最大の被害をもたらすコースの台風)及び1/1000確率降雨による洪水を想定した場合に想定される浸水想定区域に含まれていることから記載しております。ご理解願います。</p>	<p>第3章第2節第1項9            (3)海拔ゼロメートル地帯及びその周辺における高潮・洪水対策</p>
	<p>計画段階の国営公園については記載されないのでしょうか。また、既に策定されたものについては記載されたい。</p>	<p>国営公園事業は河川事業ではないため、計画段階の公園事業については、河川整備計画(案)には記載しておりません。ご理解願います。</p>	<p>—</p>
<p>三重県 桑名市</p>	<p>木曾川水系河川整備計画(原案)付図 治-44 治水(揖斐川⑤:12.8k~17.4k)において桑名市多度町 上之郷~福永13.0k~13.8k区間の堤防整備を願いたい。</p>	<p>要望されている揖斐川右岸13.0k~13.8k付近は、整備計画目標流量を安全に流下させるための堤防等の施設が整備されていますので、河川整備計画(案)には記載しておりません。</p>	<p>—</p>

## 関係自治体から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

自治体名	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
三重県 木曾岬町	この整備計画を実施に移す実施計画なり、年度事業計画の策定とその見直し又は計画ローリングの手法の考えた方の記述は必要ないのですか。	河川整備計画は、法令等により、計画対象期間中における工事の目的、種類及び施行の場所等について定めることとされており、整備スケジュールについては、今後、具体的な事業計画を検討していくなかで対応してまいります。 また、河川整備計画は現時点の流域における社会経済状況等を前提として策定したもので、策定後の状況の変化等に応じ、適宜見直しを行うこととしております。	第3章 河川の整備の実施に関する事項